

津市統合型校務支援システム構築及び関連機器等

賃貸借仕様書

1 賃借物件

賃借物件及び数量については、別添1「津市統合型校務支援システム構築等業務調達仕様書」における津市統合型校務支援システム構築及びそれらに係る関連機器等であり、別表「賃借物件一覧」のとおりとする。別表「賃借物件一覧」については、契約締結時に決定する。

2 賃借期間

平成29年10月1日から平成34年9月30日までとする。この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

3 設置場所及び設置期限

- (1) 賃借物件の設置場所は、津市教育委員会が指定するデータセンター（津市内に所在）とする。
- (2) 賃借物件の設置期限は、平成29年9月30日とし、当該期限までに全ての機器等について、初期環境設定及び動作検証が終了しているものとする。
- (3) 賃借物件の設置にあたっては、搬入、設置、設定（システムの運用上必要な各種設定のこと。動作確認を含む。）清掃（梱包品等の処分を含む。）を確実に行うものとする。動産保険加入にかかる費用は、契約金額に含まれるものとする。

4 賃借に係る条件

- (1) 賃借物件はすべて新品とする。
- (2) 賃借物件には、本件の賃借物件であることを示す管理ラベル等を貼付し、それに付随する管理台帳を用意すること。
- (3) 賃借物件が、生産中止等により期限までに納入・設置できない場合は、津市教育委員会の了承を得た後、速やかに当該物件と同等以上の機能・性能を有した代替機器を納入・設置すること。その場合の経費は受注者の負担によるものとする。この場合、発生した費用等については、受注者が負担するものとする。
- (4) 受注者において賃借物件に係る動産総合保険に加入すること。当該保険に加入に係る費用は、契約金額に含まれるものとする。

- (5) 賃借期間満了時における賃借物件の回収及び廃棄・リサイクル処理等に係る費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (6) 賃借物件回収後において、機器内のデータが、データ復旧ソフトウェア等により復旧されることのないように完全に消去するか、または物理的破棄処分することとし、当該処理に関する第三者の証明を津市教育委員会に提出するものとする。
これらに係る廃棄等の費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。

5 賃借物件の譲渡

賃借期間満了後も本システムが利用できるよう、教育委員会の依頼に基づきソフトウェア及びそのライセンス、データベースについては譲渡できること。

6 特記事項

- (1) 賃借物件が、理由の如何によらず賃借の目的を達成できない状況になった場合は、速やかに更新・入換え等の措置を講じるものとする。
- (2) 本業務において知りえた情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。
- (3) 上記仕様書に記載のない事項については、津市教育委員会と受注者が協議の上決定することとする。